



WEDDING & PARTNER

NEWSLETTER

JANUARY/FEBRUARY 2024

1. 2024年 所得税及び社会保険料対象の福利厚生支給額

従業員が雇用主から福利厚生（住居の提供や社内食堂の食事券等）を受け取る場合、これは課税対象となる所得として見なされ、それに応じた社会保険料を支払わなければなりません。

福利厚生を支給限度額は社会保険規定によって定められています。

◆ 食事手当

雇用主が従業員に食事を支給する際の月間支給額の上限は、朝食・昼食・夕食で以下のように定められています。

	朝食	昼食	夕食	合計
月間	65 ユーロ	124 ユーロ	124 ユーロ	313 ユーロ
1日あたり	2.17 ユーロ	4.13 ユーロ	4.13 ユーロ	10.43 ユーロ

従業員がその一部、もしくは全額を自己負担した場合、その負担割合に応じて所得税及び社会保険料は減額されます。

福利厚生として見なされる食事や手当には、主に下記のようなものがあります。

1. 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
2. 就業日に割安で利用できるレストランを対象とした雇用主からの手当（手当の金額が実際の食事価格を超えない場合に限る）
3. 従業員に配布するレストラン用食事券（食事券の価格が1食につき7.23ユーロを超えない場合に限る）
4. 食事券の代わりに雇用主から支給される、賃金契約に規定されていない現金手当

食事を福利厚生として提供する場合、就業日1日につき1食分のみの支給が条件となっており、これはホームオフィスで働く従業員にも適用されます。

もし別の日の食事手当を「予備」として追加で支給する場合、それは現金支給と認識され所得税および社会保険料が課せられます。ただしこういった追加支給を行う際に、支給した金額全額を25%の一律税率で雇用主が負担することも可能で、この場合には社会保険料は発生しません。

ません。

◆ 住居の提供

雇用主による住居の提供については、以下の点に留意する必要があります。

- アパートや一戸建て住宅の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。水道代や光熱費などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- その他の宿泊施設（共同アパートの一室など）については、一律の現物支給価格が適用されます（2024年は278ユーロ）。この一律価格278ユーロを超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し、住居や宿泊施設を割安で提供する場合には、その割引分の金額(雇用主が負担した金額)が従業員の所得と見なされ、所得税および社会保険料が課されます。

ただし雇用主の負担が平均賃貸価格の3分の1を超えない場合(かつ25ユーロ/1㎡以下)、所得税の対象とはなりません。

2. 非課税となる通勤手当 — 特にドイツチケットについて

雇用主は従業員に対し、非課税かつ社会保険料が免除される通勤手当を支払うことができます。この際前提条件となるのは、従業員が公共交通機関を利用していること、また手当が月次の給与とは別に通勤費として追加で支払われていることです。また雇用主から手当を受け取っている従業員は、個人所得税確定申告を行う際、雇用主から受け取った通勤手当を控除した通勤費を必要経費として申告いたします。

ドイツでは現在月額49ユーロでICEなどの特急電車を除く公共交通機関が乗り放題となるドイツチケットが販売されていますが、雇用主はこのチケットの費用についても、通勤手当として非課税・社会保険料免除で負担することが可能です。

3. 不動産取得税

ドイツでは連邦州ごとに異なる不動産取得税率が定められており、現在の税率は以下の通りです：

連邦州	不動産取得税率	連邦州	不動産取得税率
バーデン＝ ヴュルテンベルク	5.0%	ニーダーザクセン	5.0%
バイエルン	3.5%	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	6.5%
ベルリン	6.0%	ラインラント＝ プファルツ	5.0%
ブランデンブルク	6.5%	ザールラント	6.5%
ブレーメン	5.0%	ザクセン	5.5%
ハンブルク	5.5%	ザクセン＝ アンハルト	5.0%
ヘッセン	6.0%	シュレーズヴィヒ＝ ホルシュタイン	6.5%
メクレンブルク＝ フォアポンメルン	6.0%	テューリンゲン	5.0%

不動産取得税は通常、土地・建物・マンションの購入の際に課せられ、税金は不動産の購入価格(もしくは対価)に基づいて算出されます。

不動産取得税が大きなコスト要因となっていることを背景として、以下の点に留意する必要があります。土地を購入した場合、不動産取得税の課税対象にはその土地の重要な構成要素も含まれます。この構成要素の例としては、建物などが挙げられます。

これに対して備品など、経済的に関連のある資産は土地には属さないため、不動産取得税の算出基準には含まれません。ここでの資産には、土地や建物とまとめて売却された家具やキッチン、取り外し可能な日除けシェードなどがあります。こういった備品が販売契約書に個々に記載されており、それに対して個別の価格が設定されている場合、その分を不動産取得税課税対象となる価格(対価)から差し引くことが可能です。通常、この際の備品の価格が全体の購入価格の15%を超えない場合、現実的な見積もり価格として認められます。

4. 公的社会保険料に関する新改定

2024年1月1日より社会保険料(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
保険料負担給与上限			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州	90,600.00 ユーロ	7,550.00 ユーロ	年金保険: 18.6%
旧東ドイツ連邦州	89,400.00 ユーロ	7,450.00 ユーロ	失業保険: 2.6%
- 健康及び介護保険	62,100.00 ユーロ	5,175.00 ユーロ	健康保険: 14.6% 介護保険: 3.4%
公的保険義務該当者 (右記金額を超えた翌年より プライベート保険への移行が 可能)	69,300.00 ユーロ	(5,775.00 ユーロ)	—
ミニジョブ従業者			
- 給与上限		538.00 ユーロ	—
- 健康保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者: 13.0% 従業者: 5.0%
- 年金保険 - 一般 - 個人家庭での従業時			雇用者: 15.0% 従業者: 3.6% 雇用者: 5.0% 従業者: 13.6%
倒産積立保険			雇用者のみ: 0.06%
芸術家社会保険			雇用者のみ: 5.0%

法定社会保険(健康保険、介護保険、年金保険)に加入している従業員に対して、雇用主は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年以降、法定健康保険における保険会社個別の追加保険料にも適用されています。

従業員がプライベート健康保険に加入している場合、雇用主は従業員の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。ただしこの補助金の上限は、法定健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(平均1.7%となる保険会社個別追加保険料負担割合の50%も含む)。これにより、2024年の雇用主による最大補助金額は、月々421.76 ユーロとなります(843.52 ユーロの50%)。

5. 食事の提供に対する軽減税率の廃止

2023年12月31日までの期間限定であったレストランやケータリングサービス（売上税法第12条第2項第15号を参照）での食事に対するVAT税率の7%への引き下げは、一部の発表に反して延長されませんでした。これにより、2024年1月1日以降、これらの売上には19%の一般VAT税率が再び適用されることになりました。

移行期の混乱を避けるため、税務当局は、大晦日の午前0時以降に提供されるレストランやケータリングサービスにも、従来適用されていた7%の軽減税率を適用することを認めています（2023年12月21日付BMFレター-III C 2 - S 7220/22/10001 参照；飲料はこの影響を受けない。）

6. 社用車のプライベート使用について

— 車庫および駐車場費用分のFRINGE BENEFITの減額

従業員に社用車のプライベート使用を認める場合、これはFRINGE BENEFITとして取り扱われ、課税や社会保険料の対象となります。課税基準額となる具体的な個人利用分については、いわゆる1%ルール、あるいは走行記録簿を付けている場合、その記録内容から算出します。

もし従業員が車両のリース費用や購入費用を負担している場合、またガソリン代などのランニングコストを自分で支払っている場合には、これらの費用分に関して1%ルールで算出したFRINGE BENEFITの金額を減額することが可能です。一方で、車庫や駐車場の費用分を減額するためには、従業員が雇用契約書等によってその支払いを義務付けられていた点を証明しなければなりません。

連邦裁判所が2023年7月4日に下した直近の判例では、従業員が居住地で負担していた車庫費用について、雇用主が従業員に対して車庫に社用車を駐車する旨契約で義務付けていた点が考慮され、1%ルールの算出額からその費用の減額が認められました。

また特に都市部において、従業員は勤務地付近での駐車場代を自分で負担する場合があります。こういったケースに対し、ケルン地方財政裁判所では2023年4月20日、勤務地での駐車場事情からやむを得ず発生した費用であるとして、雇用契約上の義務がない場合でも減額が可能だと判断しました。こちらの裁判は現在連邦財務裁判所で争われており、その判決が待たれています。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de